

行政視察報告書

令和元年 10 月 8 日

委員会名		議会運営委員会
参加者	委員長	井 上 昌 彦
	副委員長	鈴 木 紀 雄
	委員	楊 隆 子 神 戸 秀 典 篠 原 弘 木 村 正 彦 武 松 忠 田 中 利 恵 子
	議長	奥 山 孝 二 郎
	副議長	大 川 裕
期 間		令和元年 7 月 30 日（火）～31（水）
視察地、 調査項目 及び概要	滋賀県 大津市	<p>1 議会の政策・立案機能の強化について</p> <p>(1) 本市の現状と課題</p> <p>本市議会では、これまでに議員提出議案として林道管理条例、深夜花火規制条例、最近では議会基本条例が制定されたものの、原案の段階から条例制定までの画一的な作業の工程は作られていない。例えば、急を要する条例制定が必要となったり、市民から求められた場合に、会派横断的な会議体等を常設していないことなどからも、条例制定に至るまでには相当の時間を必要とし、迅速な対応が難しい。</p> <p>(2) 調査目的</p> <p>平成23年に大津市内の中学生がいじめを受けて自死するという痛ましい事案が発生し、全国的に大きく報道される中、いじめ防止条例の制定が急がれた。このような中でも、執行部等との調整を丹念に行い、翌年には条例制定を行った議会の条例制定までのスキームとして、今後の議会の政策・立案機能の強化について参考とする。</p> <p>(3) 調査概要</p> <p>多くの条例制定などを行ってきた大津市の政策検討会議は、議員提案による条例制定を目指したもので、議会運営委員会を経て、会派提案の案件のうち、委員会で賛同が得られた場合に設置される。各会派1名程度を選出、提案会派が座長となり、会議を開催する。政策検討会議では必要に応じて執行部からの助言、参考人招致及び公聴会を開催しこれらを活用でき、さらには、地域の大学とのパートナーシップ協定締結により、条例づくりをはじめとするさまざまな政策提言等、政策立案機能向上のため大学の専門家から助言などの支援を受けている。外部知見の導入は、政策立案機能の強化に繋がるものである。この政策検討会議の流れができていたから、いじめ防止条例制定までに、17回の会議を開催しても、早い段階で条例化するなど、迅速な条例制定が可能となっている。</p> <p>2 議会意思決定条例について</p>

(1) 本市の現状と課題

合議制機関である議会は、議会としての意思決定を行うまでに、相当の時間が必要となる。通年議会を導入していない本市議会では、議会の機動性を確保するため、少しでも迅速な対応ができるような方策などの検討が必要とされている。

(2) 調査目的

大津市議会では、平成29年に議会意思決定条例を制定し、迅速な対応を求める市民ニーズや、行政の効率化に対応するため、全てを議会の議決のみによらずに議会の意思決定が可能な方策を構築し、これにより、手続きの明確化・簡素化を図ることができており、これら取り組みを、議事運営の参考とする。

(3) 調査概要

議会の意思決定を求める表記として、「議決」以外にも、「議会は～できる」「議会の同意を経て」「議会の承認を得て」等があり、「議決」以外に、どのような方法により議会の意志とするのか、市民に明示する必要がある。そこで、「議決」以外に、「議運決定」「議長決定」の3段階に事象を分類整理し、あらかじめ条例化することで、意思決定権限を委譲し、臨機応変な意思決定を実現しており、例えば、専門的知見の活用を行う場合は、議決事項として、調査内容、期間、相手方氏名などがあり、個々に議決を求めるほどの重要性が認められないとのことから、議長決定事項とし、議決は要さないとした。

3 議決事件の検証について

(1) 本市の現状と課題

平成30年に本市の議会改革推進委員会においても、追加する議決事件については、拙速に決定することなく、総合計画等を基本に今後も議会運営委員会において協議を重ねるべきとされている。しかし、市の重要な計画等については、現状、議決を要することなく、報告案件であり意見は要望程度となっており、これらを議決事件とすることで、丹念な議論が行われ、議会としての意見も反映できるようになるため、早期の検討が必要となっている。

(2) 調査目的

大津市議会では、議決機関としての機能を最大限に発揮するため、議会の議決すべき事件を積極的に拡大するよう努めるものと議会基本条例で規定し、その検証についても、議決事件だけでなく、議会の委任による市長の専決処分、議決を要する契約・財産の取得・処分、財産区管理委員の選任等も合わせて検証の対象としている。これらも、同時に検証しており、その方法及び結果を参考とする。

(3) 調査概要

議決事件の検証をするにあたっては、本市の場合、議会運営委員会で検討を重ねるとしていたものの、大津市議会では、委員会だけでなくさらに専門的知見の活用を行うとともに、執行部との意見交換も複数回行い、さらにそのための政策検討会議も8回行ってきた。このように、検証をする場合は、その会議体だけで行うのではなく、広く意見を聴くことで、二元代表制としての機能をしっかり視点に捉えて、検証ができています。

	<p>4 視察項目についての考察</p> <p>大津市議会では、議会から積極的に条例なり計画なりの政策立案をしていくこと、市民に開かれた、わかりやすい市議会として、議会の見える化を進めていくことを大きな柱とし、議会改革を進めてきた。また、議会ミッションロードマップとして、議会基本条例を具現化し、議会活動に対する市民への説明責任の明確化と、市議会の見える化の実現を目的に、議員任期4年で議会として取り組むべき項目を設定した上で、市民に公表し、さらに計画的に進めていく議会版実行計画を策定した。議会運営委員会による進捗の検証・評価に加え、外部評価を行い、「政策立案」「議会改革」のPDCAサイクルを制度化し、迅速かつ確実に議会改革と政策立案を遂行し、市民に開かれた議会、市民に信頼される議会とし、その実現に向け、着実に歩みを進めている。大津市議会は議会改革において常に先導的な、施策を実施してきているが、先進的な市議会においても改革を行ったからといって、すぐに市民の信頼される議会になるのではなく、市議会が行っている様々な事業を総合的に改革をしていかなければ、市民の信頼は得られず、一つのことを先進的に進めて行くだけでは、議会側の満足のみとなることから、総合的な施策の展開が必要であると感じた。</p>
<p>視察地、 調査項目 及び概要</p>	<p>1 議会改革の取り組み及び市会改革推進委員会について</p> <p>(1) 本市の現状と課題</p> <p>本市議では、定例的な議会運営委員会等による議会改革のほか、議員任期中に、議会改革推進委員会等を立ち上げ、集中的に議会改革を進めてきた。しかしながら、限られた期間の中で議会改革を検討し、結論を出すには、難しい案件もあり、常設による審議や継続して審議していくシステムが構築されていないため、その都度の年度内で区切られた期間の開催となり、年度を跨いでの議会改革全体的な統一性を出しにくい。</p> <p>(2) 調査目的</p> <p>京都市会では、地方自治法に基づく協議・調整の場として、市会改革に関する協議又は調整を行うことを目的に、市会改革推進委員会を設置した。平成23年5月から、平成30年3月までの期間はこの委員会を常設とし、精力的に改革に取り組んできた。また、平成16年以降、6次にもわたり市会改革の取り組みを進め、議決権の強化をはじめ、開かれた市議会の推進、議員処遇の見直しなど、成果を収めてきていることから、今後の議会改革の参考とする。</p> <p>(3) 調査概要</p> <p>京都市会では、平成16年3月に市会運営委員会の下に、市会改革検討小委員会を設置して以降、市会改革を継続して進め、これまで、通年議会の導入など市会の根幹に関わる改革が行われてきた。小委員会での協議から実施までの流れは、取りまとめ結果を議長に報告し、それを議長から市会運営委員会に報告、必要に応じて実施方法などを各会派代表者会議で協議するなど、議会全体で協議を行う仕組みが作られている。協議事項の決定方法も、多数決は行わず、意見が一致したもののみを結論とする手法がとられている。直近の市会改革では、議会の災害対応、情報発信の強化、政務活動費の在り方、投票率向上に向けた取り組み、議会報告会・意見聴取会の実施など他分野における事項が協議された。また、市会改革推進委員会における活動は、活動報告書として取りまとめられ、項目ごとに背</p>

		<p>景や経過を詳細に記載することで、市民にもわかりやすい内容となっている。</p> <p>2 議会基本条例の検証・評価について</p> <p>(1) 本市の現状と課題</p> <p>本市議では、平成 25 年に議会基本条例を制定し、施行から 4 年を超えない期間ごとに、施行の状況について検討することとなっている。これまでに、条例について施行の状況等を検討はしたものの、見直しの必要はないとされ、改正は行われていない。本市の条例は理念的なものではなく、市議会で実施されている内容を主に条例化したものであるため、今後議会改革などの進行状況によっては見直しが必要となってくる。</p> <p>(2) 調査目的</p> <p>京都市会では、平成 26 年の市会基本条例施行から 3 年が経過し、市会改革推進委員会を中心に条例の目的が達成されているかどうかについて、検証・評価が行われた。最終的には本市同様、条例の改正までは行われなかったものの、その検証・評価の方法について、見直しの参考とする。</p> <p>(3) 調査概要</p> <p>京都市会では、条例の評価に当たっては、市民福祉の向上と、市の発展に貢献するため、市会や議員がその役割を果たしているかどうかについてを検証し、結果、取り組みの充実や改善の必要性、また条例改正の必要性を確認した。評価手法は、条例の章単位、又は内容ごとに評価項目を設定し、評価シートを作成、これに基づき検証・評価を行っている。なお、目的や理念は、評価になじまないとして対象としていない。評価シートは、取り組み実績に基づいた検証・評価になじまない項目の、所感などを確認するためのものと、具体的な取り組み実績に基づいて検証・評価を行うものとしている。具体の取り組み実績に基づいて評価を行う場合は 6 段階に分けて評価とその理由を述べているが、今回の評価では、十分できている、又はかなりできているという評価が 8 割以上となったものの、今後に向けて特に考え方を示すべきものとして、今後望まれる事項や努めていく事項についても検討されている。</p> <p>3 視察項目についての考察</p> <p>京都市会では、監視機能の充実や議決権の強化、開かれた市会、見える市会、伝わる市会の推進の観点から、様々な議論を行い改革を実施してきている。市会運営員会の下に小委員会を設置し継続的に市会改革を行ってきたものの、委員会を常設化するなどの改革も進めてきた。平成 30 年 3 月にはいったん市会改革推進委員会を廃止したものの、今後は必要に応じて開催することとし、今後に向けた取り組みの方向性を示した項目については進捗を図っていくこととし、改革は継続して進めるものとしていることから、次期の議会運営委員会への申し送り方法等の参考となるものと感じた。</p>
--	--	---